平成３０年（フ）第１４３０号
大阪府八尾市宮町３丁目４番50号
債務者　杉谷　裕美（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１５９１号
大阪市平野区加美北８丁目11番10号　パルデメール206
債務者　大水久美子
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１７２０号
大阪市平野区加美東４丁目14番27号
債務者　北村　聖美
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１７３３号
大阪府豊中市上野西３丁目20番７－205号、前住所大阪府豊中市上野坂１丁目16番18号
債務者　中山　貴雄
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１７８４号
大阪市阿倍野区松崎町２丁目５番１号1007号、住民票上の住所大阪府和泉市黒石町279番地の３
債務者　永野　久則
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１８３０号
大阪市住吉区万代東１丁目４番４号
債務者　杉浦　忠尚
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１９１３号
大阪府東大阪市荒本北２丁目４番20号　ギャレ荒本　206号
債務者　森田　飛鳥（旧姓辻川）
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１９３９号
大阪府東大阪市加納８丁目４番18号　プレアール加納501号、住民票上の住所大阪府東大阪市加納１丁目４番27号
債務者　美容室Ｖｉｅ　ａｎｇｅこと　今中美香
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１９９２号
大阪府高槻市津之江北町17番16号
債務者　黒木　祥子
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２０２８号
大阪市鶴見区諸口１丁目14番11―206号
債務者　鍋井美佐子
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２１６４号
大阪市天王寺区勝山２丁目８番11号　コーポ長野202号
債務者　後藤　恒輔（旧姓木島）
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２１７３号
大阪市平野区加美東４丁目８番１―103号
債務者　谷口　　巧
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２２２２号
大阪府三島郡島本町広瀬４丁目24番３―115号
債務者　今西　嗣高
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３４号
岡山県津山市高野本郷1683番地８　イースタンハイツ401号
債務者　勝山　秀一
1　決定年月日時　平成30年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成３０年（フ）第９１号
香川県高松市新田町甲283番地１　アーバンビュー屋島203
債務者　大串　節子
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第５２７号
堺市北区南花田町228番地９　花田マンション301号
債務者　荻野　太郎
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第５２８号
堺市北区南花田町228番地９　花田マンション301号
債務者　荻野　澄枝
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係